

令和元年台風第19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面  
のとおり提出します。

令和元年12月9日

戸田市議会議長 遠藤英樹様

提出者	戸田市議会議員	馬場栄一郎
賛成者	〃	浅生和英
〃	〃	本田哲
〃	〃	土屋英美子
〃	〃	酒井郁郎
〃	〃	三浦芳一
〃	〃	熊木照明
〃	〃	伊東秀浩
〃	〃	山崎雅俊

## 議員提出議案第 5 号

令和元年台風第 19 号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書

台風第 19 号等の影響により東北、信越、関東、東海にかけて、河川の堤防が決壊したほか、越水などによる浸水被害、土砂災害などが広範囲にわたり多数発生し、各地に甚大な被害をもたらした。台風第 15 号による被害の爪跡が残る地域では、追い打ちをかけるような事態となった。

政府においては、被災直後から迅速な救助・救出活動、避難支援などの応急対応とともに、早期復旧に向けたさまざまな取り組みに総力を挙げてきたところであるが、どこまでも「被災者第一」で、今後の生活支援、早期の住まいの確保、産業・生業の支援など、被災者に寄り添った支援が求められる。

また、水道や電気等のライフライン、鉄道や道路等の交通インフラの早期復旧、決壊した河川の堤防等では、二度と災害を起こさない「改良復旧」を強力に推進するとともに、ソフト・ハード両面にわたる復旧・復興に向けた総合的な支援策を強力に講ずることを強く求めるものである。

### 記

1. 被災者の一日も早い生活再建のため、既存制度の対象拡大や要件緩和など弾力的な運用を行うこと。
2. 医療施設、社会福祉施設、学校教育施設等の復旧、再開に向けて、必要な支援を行うこと。
3. 商工業、農林水産業の早期事業再開のため、被災した事業用建物、設備、機材等の復旧を支援する補助制度を創設すること。
4. 被災地の風評被害払拭のため、旅行商品・宿泊料金の割引等に対して必要な観光支援を行うこと。
5. 被災地の切れ目ない復旧・復興の推進のため、復旧作業の進捗を見きわめつつ、補正予算の編成について適切に判断すること。
6. 「防災・減災、国土強靱化のための 3 カ年緊急対策」の計画どおりの遂行と、期間終了後も必要となる対策が講じられるよう、継続して予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 12 月 16 日

埼玉県戸田市議会

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、  
経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、官房長官、復興大臣、国家公安委員長 様

「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおりに提出します。

令和元年12月9日

戸田市議会議長 遠藤英樹様

提出者	戸田市議会議員	伊東秀浩
賛成者	〃	浅生和英
〃	〃	本田哲
〃	〃	馬場栄一郎
〃	〃	土屋英美子
〃	〃	酒井郁郎
〃	〃	三浦芳一
〃	〃	熊木照明
〃	〃	山崎雅俊

## 議員提出議案第6号

### 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書

本年8月、茨城県の常磐自動車道で、男性が執拗なあおり運転を受けて車を停止させられ、容疑者から顔を殴られるという事件が発生した。また平成29年6月には、神奈川県内の東名高速道路において、あおり運転を受けて停止した車にトラックが追突し、夫婦が死亡している。こうした事件・事故が相次ぐ中、「あおり運転」を初めとした極めて悪質・危険な運転に対しては、厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

警察庁は、平成30年1月16日に通達を出し、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪や暴行罪等のあらゆる法令を駆使して、厳正な取り締まりに取り組んでいるが、いわゆる「あおり運転」に対する規定がなく、防止策の決め手とはなっていない。今後は、あおり運転の厳罰化に向けた法改正の検討や更新時講習などにおける教育のさらなる推進及び広報啓発活動の強化が求められるところである。

そこで政府においては、今や社会問題化している「あおり運転」の根絶に向け、安全・安心な交通社会を構築するため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

#### 記

1. 「あおり運転」の規定を新たに設け、厳罰化については、危険運転を行った場合のみでも道路交通法上、厳しく処罰される海外の事例なども参考としながら、実効性のある法改正となるよう、早急に検討を進めること。
2. 運転免許更新時における講習については、これまでの交通教則による講習に加え、あおり運転等の危険性やその行為が禁止されていること及びその違反行為に対しては取り締まりが行われることについての講習も行うこと。また、更新時講習に使用する教本や資料などに、これらの事項を記載すること。
3. 広報啓発活動については、あおり運転等の行為が禁止されており、取り締まりの対象となることや、「あおり運転」を受けた場合の具体的な対処方法などについて、警察庁及び都道府県警察のホームページ、SNSや広報誌などを効果的に活用し、周知に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月16日

埼玉県戸田市議会

内閣総理大臣、法務大臣、国家公安委員長 様

豚コレラ対策の強化を求める意見書

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおりに提出します。

令和元年12月9日

戸田市議会議長 遠藤英樹様

提出者	戸田市議会議員	土屋 英美子
賛成者	〃	浅生 和英
〃	〃	本田 哲
〃	〃	馬場 栄一郎
〃	〃	酒井 郁郎
〃	〃	三浦 芳一
〃	〃	熊木 照明
〃	〃	伊東 秀浩
〃	〃	山崎 雅俊

## 議員提出議案第7号

### 豚コレラ対策の強化を求める意見書

昨年9月9日に岐阜県岐阜市内の養豚場で豚コレラが発生して以降、岐阜県、愛知県、長野県、大阪府、滋賀県、三重県、福井県へと拡大を続け、ことし9月には首都圏に位置する本県でも五つの養豚場で立て続けに豚コレラが発生するなど、我が国の畜産業の根幹を揺るがしかねない非常事態となっている。

今日のこうした事態は、農林水産省が唯一の対策として実施してきた「飼養衛生管理基準の徹底」だけでは、もはや感染を食い止めることができないことや、多くの生産者や養豚団体、獣医師団体などが求めてきたワクチン接種を含む抜本的な対策の必要性などを示している。

懸命な努力のいかにもなく豚コレラの感染を防げず大量の殺処分を免れなかった養豚農家の苦悩は筆舌に尽くしがたく、生業のすべを失い、経営再建への展望を見出せずにいる。また、未発生の農家も、いつ感染するか不安な日々を送っている。

農林水産省は遅ればせながら、10月15日、豚コレラの新たな防疫指針を施行し、野生イノシシの感染が確認されている11府県の養豚場の豚を対象にワクチン接種を実施する方針を固め、本県でも11月1日より接種が始まっている。

政府においては、豚コレラのこれ以上の蔓延を防止するとともに、患畜が発生した養豚農家が一日も早く経営を再建できるよう以下の対策を講ずることを強く要望する。

#### 記

1. ワクチン接種済みの養豚場での新たな豚コレラ発生への警戒を怠らず、接種後も飼養衛生管理を強化・徹底すること。
  2. 野生イノシシが約100万頭生息していると言われていた現状に鑑み、野生イノシシ対策を防護柵に頼るだけでなく、経口ワクチンの投与と駆除を徹底すること。
  3. アフリカ豚コレラが中国から北朝鮮、韓国にまで広がっている中で、違法な肉製品を持ち込ませないための水際防疫体制を抜本的に強化すること。
  4. 患畜農家が確実に営農を再開できるよう、養豚農家に対する経営支援を抜本的に拡充すること。
  5. 消費者に豚コレラに罹患した豚を食べても人間には感染することなく安全であることを、政府広報などあらゆる機会をとらえて宣伝し、風評被害を防止すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月16日

埼玉県戸田市議会

内閣総理大臣、農林水産大臣 様

令和元年12月9日

戸田市議会議長 遠藤英樹様

提出者 議会運営委員会  
委員長 馬場栄一郎

荒川第二・三調節池の早期完成を求める意見書の提出について

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第2項の規定により、裏面のとおり提出します。

### 委員会提出議案第 3 号

#### 荒川第二・三調節池の早期完成を求める意見書

令和元年 10 月 12 日から 13 日未明にかけて東日本を縦断した台風第 19 号は各地に甚大な被害を及ぼした。

埼玉県内においても、死者 3 人、住宅の全壊 132 棟、半壊 412 棟、一部破損 593 棟、床上浸水 2,361 棟、床下浸水 3,282 棟(11 月 29 日現在)と、河川の氾濫により、県内各地で甚大な被害が発生した。

今後、毎年、台風第 19 号と同規模の台風が上陸することを想定し、国、県を初め、各自治体における災害対策の強化は、待ったなしの課題である。

国においては、荒川の治水に係る安全向上のため、広い高水敷を活用した調節池を整備するとし、平成 30 年度から荒川第二・三調節池事業に着手している。

この事業は、埼玉県さいたま市、川越市、上尾市の荒川河川敷、羽根倉橋から開平橋までの約 11 k m に治水容量約 5,100 万 m<sup>3</sup> の新たな調節池を整備する計画で令和 12 年度までの 13 年間の計画となっている。

荒川流域は、東京都と埼玉県にまたがり、流域内には日本の人口の約 8 % が集中している。荒川第二・三調節池の整備により、下流へ流下する流量を低減できるとともに、水位上昇が抑えられ、堤防決壊等のリスク低減に寄与できる。

よって、国においては、大型台風による水害から国民を守るため、令和 12 年度完成予定の荒川第二・三調節池を早急に整備することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和元年 12 月 16 日

埼玉県戸田市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣 様